

## 部会の設置手順について

平成24年4月27日

大学ICT推進協議会理事会決議

- 1 新たな部会の設置を希望する者は、次の事項を決定し、部会を担当する理事の承諾を得る。
  - (1) 部会の名称
  - (2) 設置希望時期
  - (3) 設置の必要性
  - (4) 設置の趣旨、主な活動内容
  - (5) 部会担当の理事
  - (6) 部会の主査（正会員の大学等に所属する者）
  - (7) 主要な部会構成員
  - (8) 事業計画（設置年度分）
  - (9) その他、必要な事項
- 2 新たに設置を希望する部会の担当理事が、理事会で設置を提案する。
- 3 理事会での決議により部会を設置する。
- 4 部会設置後、3ヶ月以内に、理事会に部会の体制を報告する。
- 5 この取扱いは、平成24年4月27日から実施する。

別紙

大学 ICT 推進協議会部会設置提案書

区 分	内 容
部会の名称	
設置希望時期	平成 年 月 日
設置の必要性	
設置の趣旨・ 主な活動内容	
担当理事	
主 査	
主要な部会員	
事業計画 (設置年度分)	
その他	